周遊型謎解きイベント企画運営業務委託　プロポーザル実施要領

１．事業の趣旨・目的

本事業では、周遊型謎解きイベント（※）を実施し、参加者は渋沢栄一ゆかりの地やその他区内観光スポット、公共施設など区の魅力発信に資するスポットに散りばめられた謎を解き、答えを導き出す。また、区内３エリアにコースをそれぞれ設定し、クリアしたコース数に応じて、抽選で賞品をプレゼントする。

イベントの実施により、区内の周遊を促進し、区内外からの来訪者の増加にもつなげる他、各地域の特色や魅力をアピールし、本区の魅力を知ってもらうことで観光振興を図るとともに、区内飲食店等への誘客も促進することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

※ここでいう「謎解きイベント」は、街歩きしながらさまざまな場所に仕掛けられた謎を解き、ゴールを目指すようなイベントを指す。

２．業務概要

（１）業務名　周遊型謎解きイベント企画運営業務委託
（２）業務内容　別紙「仕様書」のとおり
（３）契約期間　令和８年４月下旬から令和９年３月 31 日
（４）委託上限額　19,140,000 円（税込）

３．参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
（３）江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
（５）江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
（６）直近３年以内に本業務のうち、周遊型の謎解きイベントの開催の実績が

あり、かつ都内で１件以上の実績があること。
（７）プライバシーマークを取得していること。

４．スケジュール
（１）実施要領の公表期間
令和８年２月３日（火）～令和８年２月 27 日（金）
（２）質問受付期間
令和８年２月３日（火）～令和８年２月 18 日（水）午後５時
（３）質問回答日
令和８年２月 20 日（金）
（４）参加表明書・企画提案書提出期限
令和８年２月 27 日（金）午後５時厳守
（５）第１次審査結果通知
令和８年３月 11 日（水）
（６）第２次審査
令和８年３月 19 日（木）
（７）最終選定結果通知
令和８年３月 24 日（火）
５．参加手続き
（１）実施要領の公表
ア　公募期間
令和８年２月３日（火）～令和８年２月２７日（金）午後５時まで
イ　公募方法
区ＨＰ
(https://www.city.koto.lg.jp/103010/nazotokievent2026.html)
にて公表
（２）質疑・回答
ア　質問受付期間
公募開始～令和８年２月 18 日（水）午後５時まで
イ　質問方法
質問書（様式５）を電子メールにより「１３．担当」まで提出すること。上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。
ウ　回答日時
令和８年２月 20 日（金）
エ　回答方法
質問への回答は区ＨＰ
(https://www.city.koto.lg.jp//103010/nazotokievent2026.html)

に掲示し、個別の回答は行わない。なお、回答日時は「ウ　回答日時」を最終日とし、それ以前にも都度回答する。

（３）応募書類の提出

ア　提出期限

令和８年２月 27 日（金）午後５時まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ　提出方法

持参（平日の午前９時～午後５時）又は郵送（必着）

※持参及び郵送先は、「１３．担当」まで。

※持参の場合は、事前に電話連絡すること。

６．提出書類

※提出時に、提出物の一覧表を作成し添付すること。（様式任意）

書類	部数
参加表明書（様式１）	１部
企画提案書（様式任意） ※副本には業者名やロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は入れないこと。 ※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。 ※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。	８部 （正本１部、副本７部）
価格提案書（様式２） ※２頁目の内訳については任意様式（見積書等）による提出を可とする（２頁目の「項目」欄に「別紙のとおり」と記載）。 ※２頁目の内訳を通常通り使用し、内訳が複数頁となる場合には、割印すること。	１部
会社概要書（様式任意）※協力先企業分も含む	１部
同種業務実績書（様式３） **※直近３年以内の本業務のうち謎解きイベントの開催に係る内容を記載**	１部
本業務の実施体制（様式４）	８部

７．企画提案書の作成要領

（１）書式

ア　Ａ４判縦（横書き）とし、表紙・目次・提案事項の順で作成すること。

イ　事業者名の記載は、表紙のみとすること。

ウ　片面印刷とすること。また、ページ番号を付けること。なお、ページ数はＡ４で 40 ページ以内とする。

（２）提案事項

ア　応募動機と抱負

イ　本業務の提案方針やテーマ、ポイント

ウ　業務の実施方法

別紙「仕様書」の「５．業務内容」の（１）～（５）を実施するにあたり、それぞれどのように実施していくか記載すること。（下表参照）

仕様書の項目	提案内容
（１）イベント全体について	・江東区の各地域の特色や魅力を多くの人に知ってもらうための創意工夫を提案すること。 ・謎解きイベントのテーマやストーリー性を具体的に提案すること。 ・より集客が見込める謎解きパンフレットの配架場所を提案すること。
（２）アンケートについて	・アンケートの回収率を上げるための工夫を具体的に記載すること。
（３）賞品プレゼント企画について	・賞品プレゼント企画の「①賞品の種類」の「(必須）江東ブランド、ことみせ商品、コトミちゃんグッズ、江東区観光協会が認定する土産品」と「(その他）江東区を再訪する動機付けとなるような賞品」を以下の価格設定で、各賞２点ずつ提案すること。(各賞計４点ずつ) （Ｓ賞）２０，０００円程度 （Ａ賞）１０，０００円程度 （Ｂ賞）　５，０００円程度 （Ｃ賞）　１，０００円程度
（４）印刷物の製作について	・謎解きイベントのストーリー性やテーマを

	表すメインビジュアルを１点提案すること。
（５）イベントのＰＲについて	・区内外の多くの人に参加を促すような効果的なＰＲ方法を提案すること。

エ　業務スケジュールと進行管理

オ　本業務に類似する制作物のサンプルデザイン等があれば掲載すること。また、提案書を補足する事項等で委託業務に関するものがあれば掲載すること。

８．第２次審査における提案

第１次審査を通過し、第２次審査対象者として選定された事業者は、別紙「評価基準」に沿ったプレゼンテーションを行うこと。なお、下記について、必ず提案に盛り込むこと。また、プレゼンテーションでは提案内容に最も近い過去の制作物または本プロポーザルのためにデザインしたもの等をパワーポイントや現物を用いて説明することも可とする。

【提案内容】

サンプルとして、下記の条件を満たした謎解きのコースを１つ示すこと。

①　「城東エリア」であること。

②　徒歩でも１～２時間程度でまわることができること。

９，評価方法

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２）評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及び質疑応答について、評価基準に基づいて、評価する。

（３）第１次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、審査点の平均点が高い事業者から順に３者を第２次審査対象者として選定する。ただし、第１次審査の審査点の平均点が満点の 60％未満の場合は、第２次審査対象者として選定しない。また、審査点の平均点が同点により３者を超える場合は、同点の事業者のうち、価格提案書の金額が安価な者から順位付けした上で、上位３者を第２次審査対象者として選定する。

第１次審査の結果は、令和８年３月 11 日（水）に全ての参加事業者に電子メールにて通知し、併せて、第２次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

（４）第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を

行うこと。
　１事業者あたり 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）程度とし、参加人数は３名までとする。
　説明者は、企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。なお、パワーポイントで説明することも可能とするが、利用するパソコンは参加者が用意すること。（プロジェクター、延長コード、スクリーンは区が用意する。）
　第２次審査の結果は、令和８年３月 24 日（火）に第２次審査においてプレゼンテーションを行った全て事業者に電子メールと郵送で通知する。

（５）候補者の選定方法

ア　失格者を除いたものの内、第１次審査の平均点と第２次審査の平均点の合計（最終審査点）が最も高い候補者である１者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点のものが複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価の者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　ア、イに関わらず、最終審査点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

（６）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

１０．選定結果の通知・公表

　候補者選定後、第２次審査参加事業者に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）候補者の名称、最終審査点及び選定理由

（２）（１）以外の参加者の名称及び最終審査点

※（１）以外の参加者の名称は、ＡＢＣ表記とし、最終審査点は点数順で表記する。
※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

１１．契約手続
（１）契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
（２）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１２．その他
（１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面に辞退届（様式６）より届け出るものとする。
（２）企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。
（３）すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
（４）企画提案書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
（５）提出書類の作成、提出、質疑応答及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
（６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。
（７）本業務の実施及び予算額については、令和８年第１回区議会定例会における令和８年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

１３．担当
江東区地域振興部文化観光課観光推進係（担当：金子、松田）
メール：103010r@city.koto.lg.jp
電　話：03-3647-3312（直通）
ＦＡＸ：03-3647-8470
郵送先：〒135-8383　江東区東陽４-11-28（４階 33 番窓口まで）